

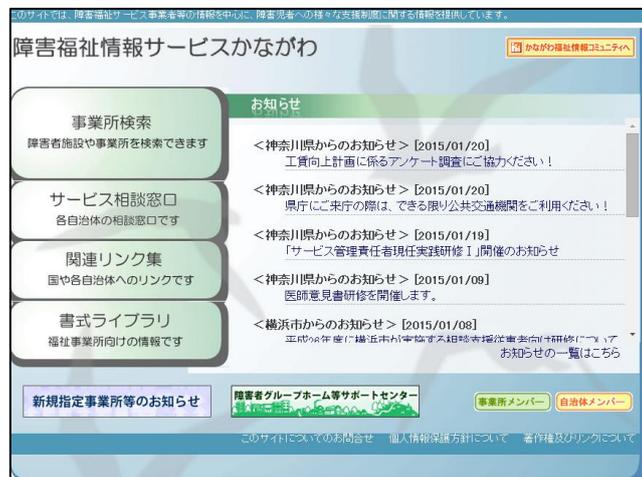
平成 27 年 2 月 4 日
公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

障害福祉情報サービスかながわ リニューアル デザイン等の変更及び「障害福祉サービスガイド」の追加について

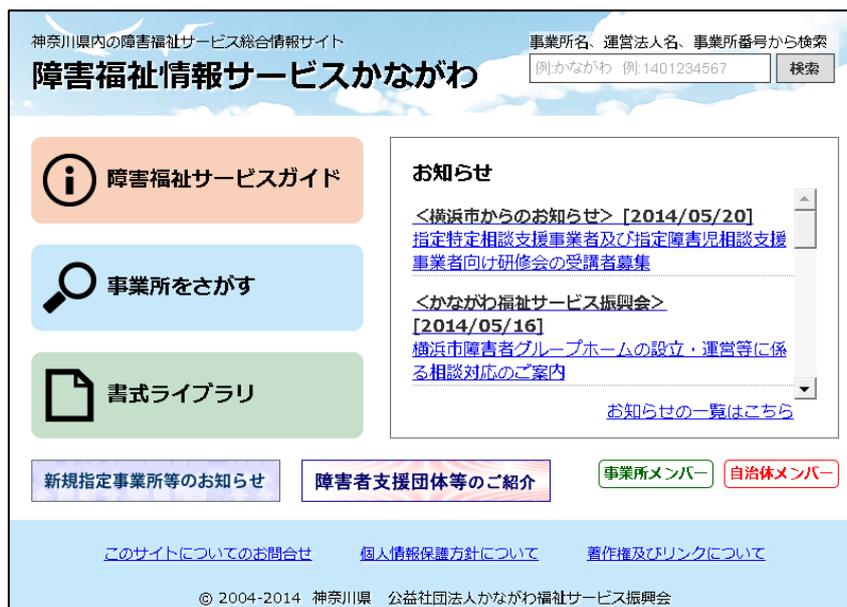
以下の要領で、障害福祉情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>) のデザイン等の変更及び「障害福祉サービスガイド」の追加を、平成 27 年 2 月 4 日 (水) に実施いたしました。

1. デザイン等の変更について

旧デザイン



新デザイン



今回のリニューアルで変更した点は以下のとおりです。

(1) デザインの変更

サイトをご利用される皆様に親しみを持って操作していただけるよう、シンプルでわかりやすいデザインに変更しました。

(2) 事業所検索フォームの設置

画面右上部のヘッダー内にフリーワード検索フォームを設置することにより、事業所情報を簡単に検索できるようになりました。事業所名、運営法人名、事業所番号から事業所情報を検索することができます。従来通り、「法人名・事業所名から探す」及び「事業所番号から探す」から検索した結果一覧画面に遷移します。

(3) 「障害福祉サービスガイド」の追加

サービスの内容や利用手順などを説明したガイドコンテンツ「障害福祉サービスガイド」を新たに追加しました。

※ 詳細は「障害福祉サービスガイド」について を参照。

2. 「障害福祉サービスガイド」について

サービスの内容や利用手順などを説明する「障害福祉サービスガイド」は、以下の 5 つのコンテンツより構成されます。



(1) 障害者総合支援法について

障害者総合支援法の概要を説明します。

神奈川県内の障害福祉サービス総合情報サイト
事業所名、運営法人名、事業所番号から検索
例: かながわ 例: 1401234567

障害福祉情報サービスかながわ

[障害福祉サービスガイド](#) > [障害者総合支援法について](#) | サービスの体系

障害者総合支援法について

- ▶ [目的・理念](#)
- ▶ [サービスの体系](#)
- ▶ [自立支援給付](#)
- ▶ [地域生活支援事業](#)
- ▶ [支給決定手続き](#)
- ▶ [障害支援区分](#)
- ▶ [利用者負担のしくみ](#)
- ▶ [児童福祉法](#)

■ 障害福祉サービスの体系

「障害者総合支援法」によるサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で成り立っています。

自立支援給付はさらに介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具などに分かれています。

障害福祉サービスの体系図

～ 中略 ～

地域生活支援事業

- ◆理解促進研修・啓発
- ◆手話奉仕員養成研修
- ◆自発的活動支援
- ◆移動支援
- ◆相談支援
- ◆地域活動支援センター
- ◆成年後見制度利用支援
- ◆福祉ホーム
- ◆成年後見制度法人後見支援
- ◆その他の日常生活又は社会生活支援
- ◆意思疎通支援
- ◆日常生活用具の給付又は貸与

都道府県

- ◆専門性の高い相談支援
- ◆専門性の高い意思疎通支援
- ◆広域的な対応が必要な事業
- ◆を行う者の養成・派遣
- ◆人材育成
- ◆意思疎通支援を行う者の広域的な連絡調整、派遣調整等

[このサイトについてのお問合せ](#) [個人情報保護方針について](#) [著作権及びリンクについて](#)

© 2004-2015 神奈川県 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

(2) 障害福祉サービスの紹介

ア 障害福祉サービス一覧画面

30のサービスをわかりやすく分類して一覧表示します。

神奈川県内の障害福祉サービス総合情報サイト
事業所名、運営法人名、事業所番号から検索

障害福祉情報サービスかながわ

[障害福祉サービスガイド](#) > 障害福祉サービスの紹介

障害福祉サービスの紹介

- 「障害者総合支援法に基づくサービス」と「児童福祉法に基づくサービス」に分かれています。
- 各サービス毎に、利用できる対象者が決められています。
- サービスの内容については、各サービス名をクリックしてください。

※ 各サービスを利用できる対象者が色分けで表示されています。 >> [対象者について](#)

障害者総合支援法に基づくサービス

■ 介護給付

居宅系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）	身体	知的	精神	難病	障害児
重度訪問介護	身体	知的	精神	難病	
同行援護	身体			難病	障害児
行動援護		知的	精神	難病	障害児
重度障害者等包括支援	身体	知的	精神	難病	障害児
短期入所（ショートステイ）	身体	知的	精神	難病	障害児

通所系サービス

生活介護	身体	知的	精神	難病	
療養介護	身体	知的		難病	

居住系サービス

～ 中略 ～

児童福祉法に基づくサービス

■ 障害児通所支援

児童発達支援					障害児
医療型児童発達支援					障害児
放課後等デイサービス					障害児
保育所等訪問支援					障害児

■ 障害児入所支援

福祉型障害児入所施設					障害児
医療型障害児入所施設					障害児

■ 障害児相談支援

障害児相談支援					障害児
-------------------------	--	--	--	--	-----

[このサイトについてのお問合せ](#) [個人情報保護方針について](#) [著作権及びリンクについて](#)

© 2004-2015 神奈川県 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

イ 障害福祉サービスの説明画面

それぞれのサービスを説明します。

神奈川県内の障害福祉サービス総合情報サイト

事業所名、運営法人名、事業所番号から検索
例:かながわ 例:1401234567

障害福祉情報サービスかながわ

[障害福祉サービスガイド](#) > [障害福祉サービスの紹介](#) > 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅介護（ホームヘルプ）

- 居宅介護は、日常生活を営む上で支障のある障害者等を対象に、安心して自宅で生活を送ることができるように提供される、生活の基本サービスです。
- ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

■ サービス内容

- 居宅において、ホームヘルパーにより提供される、身体介護や家事援助と、通院等介助が主なサービスのメニューです。
 - 身体介護：入浴、排せつ、食事等の介助をします。
 - 家事援助：調理、洗濯、掃除や、生活必需品の買い物などの援助をします。
 - 通院等介助：病院等の通院の際に付き添います。
- その他にも、通院時の車両への乗降介助や、生活全般にわたる援助を行うこととされています。

■ 対象者

身体障害 知的障害 精神障害 難病患者等 障害児

- 障害支援区分が区分1以上（障害児の場合はこれに相当する心身の状態）の方が利用できます。
- ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を利用する場合には、次のいずれにも該当する必要があります。
 - 障害支援区分が区分2以上
 - 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上が認定されて

～ 中略 ～

■ 利用料

- 利用者負担があります。
- 利用者負担については、「[利用者負担のしくみ](#)」をご覧ください。

■ ご利用の手順

お住まいの市町村への申請が必要です。

- [▶ 利用手順の詳細を見る](#)
- [▶ お住まいの市町村の窓口を見る](#)
- [▶ お住まいの地域のサービス提供事業者を検索する](#)

[このサイトについてのお問合せ](#) [個人情報保護方針について](#) [著作権及びリンクについて](#)

© 2004-2015 神奈川県 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

(3) サービスを利用する手順

サービスの種類ごとに利用手順を説明します。

神奈川県内の障害福祉サービス総合情報サイト

事業所名、運営法人名、事業所番号から検索
例:かながわ 例:1401234567

障害福祉情報サービスかながわ

[障害福祉サービスガイド](#) > サービスを利用する手順 | 介護給付

サービスを利用する手順

- ・ [障害福祉サービスの紹介](#)にてサービス毎に分類をしています。その分類ごとに利用の方法が異なります。
- ・ 知りたいサービスの分類名をクリックしてください。

▶ **介護給付** ■ **介護給付**

- ▶ [訓練等給付](#)
- ▶ [地域相談支援給付](#)
- ▶ [自立支援医療](#)
- ▶ [補装具](#)
- ▶ [地域生活支援事業](#)
- ▶ [障害児通所支援](#)
- ▶ [障害児入所支援](#)

1. サービスの利用を希望する方は、まず、お住まいの市町村の窓口申請し、障害支援区分の認定を受けます。
2. 認定を受けた後、「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。
3. 市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項をふまえて、サービス量などを支給決定します。
4. 「指定特定相談支援事業者」はサービス担当者会議を開催。サービス事業者等との連絡調整を行い、担当する事業者等の記載された「サービス等利用計画」を作成します。その後サービス利用が開始されます。



受付・申請
[市町村の窓口を見る](#)

市町村の障害サービスを担当する窓口
に、サービス利用の申請を行います。

サービス等利用計画案の提出依頼
[指定特定相談支援事業者を探す](#)

サービス等利用計画案の作成を依頼する
「指定特定相談支援事業者」を市町村へ
届け出たうえで、作成依頼の契約をしま
す。

～ 中略 ～



支給決定通知書・受給者証の交付

サービス等利用計画の作成

特定相談支援事業者が、支給決定の内容
からサービス事業者の調整などを行い、
利用計画を作成し、市町村へ提出しま
す。

利用契約

受給者証を利用予定の事業者や施設に提
示して利用を申し込み、契約を結んでく
ださい。



サービス利用
[障害福祉サービスを見る](#)

契約に基づいてサービスを利用します。
サービスの利用後は「利用者負担額」等
を事業者や施設にお支払いください。

[このサイトについてのお問合せ](#) [個人情報保護方針について](#) [著作権及びリンクについて](#)

(4) 市町村の相談窓口

従前通り、各市町村のサービス相談窓口一覧画面に遷移します（特に変更はありません）。

(5) 関連リンク集

相談機関やお役立ち情報など、様々な団体や機関のホームページを紹介します。

神奈川県内の障害福祉サービス総合情報サイト

事業所名、運営法人名、事業所番号から検索
例:かながわ 例:1401234567

障害福祉情報サービスかながわ

[障害福祉サービスガイド](#) > [関連リンク集](#) | 国・県・市町村

関連リンク集

様々な団体や機関のホームページを紹介しています。

- ▶ **国・県・市町村**
- ▶ [相談機関](#)
- ▶ [当事者団体等](#)
- ▶ [視覚覚障害者情報提供施設](#)
- ▶ [社会福祉協議会](#)
- ▶ [障害者支援団体等](#)
- ▶ [事業者関係機関](#)
- ▶ [資格・研修](#)
- ▶ [事業者お役立ち情報](#)

機関名	郵便番号	所在地	電話（代表）
厚生労働省	100-8916	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111
神奈川県	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-1111
横浜市政府	231-0017	横浜市中区港町1-1	045-671-2121
鶴見区役所	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1818
神奈川区役所	221-0824	横浜市神奈川区広台太田町3-8	045-411-7171
西区役所	220-0051	横浜市西区中央1-5-10	045-320-8484
中区役所	231-0021	横浜市中区日本大通35	045-224-8181
南区役所	232-0018	横浜市南区花之木町3-48-1	045-743-8282
港南区役所	233-0004	横浜市港南区港南中央通10-1	045-847-8484
保土ヶ谷区			045-334-

以上